

## 今後の対応方針（案）

厚生労働省 健康・生活衛生局  
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 今後の対応方針（案）

第1回検討会及び3回のワーキンググループを踏まえ、以下のとおり、今後対応していくこととしてはどうか。

## 今後の検討について

- 第1回検討会において、構成員から「意見聴取を徹底的に重視すべき」との指摘があったことも踏まえ、8月に意見聴取した団体に、本日の資料について再度意見を募り、その再意見を踏まえて、この検討会で議論することとしてはどうか。
- 再意見は意見書の形で募ることとし、その意見書は、厚生労働省ホームページで公開することとしてはどうか。
- これらを踏まえ、次のような進め方としてはどうか。
  - 第2回検討会：ワーキンググループで聴取した意見の共有と今後の対応方針（案）等
    - ※ 同日に意見聴取先に第2回検討会の資料について再意見照会
    - ※ 意見聴取先には第2回検討会の議論の内容を説明会等で説明
  - 第3回検討会：第2回検討会の議論や意見聴取先からの再意見を踏まえた政省令・指針案等の議論
    - ※ 令和5年6月14日に改正法公布のため、令和5年12月13日までに改正法を施行する必要（それまでに、パブリックコメント手続きを経て、政省令・指針を策定し、施行までに十分に周知を図る必要）

## 特定感染症の感染防止に必要な協力の求めについて

- （1）旅館業の施設における感染症のまん延防止対策について
  - 特定感染症は、感染症ごとに症状や症例定義、対策等が異なるため、特定感染症の国内発生時（又はその可能性が相当程度高まった時点）に、発生した特定感染症に応じて、指針の改定等を通じ、具体的な基準等を速やかに示すこととし、現時点では、指針において、特定感染症に共通する内容を記載することとしてはどうか。
  - 他方、特定感染症国内発生期間になった際に、すぐさま具体的に動けるよう、研修ツール等として、例えば五類感染症に移行する前の新型コロナウイルス感染症を念頭に置いて、宿泊しようとする者が来館した際等に協力の求めを行う場合のフロー図（参考資料8）や、特定感染症国内発生期間における健康状態等の確認・報告の様式サンプル（参考資料9）を用意することとしてはどうか。
- （2）法第4条の2第1項の規定による協力の求めを受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応
  - 構成員から具体的な対応策が指針において示されるべきとの意見もあった。これに関し、指針において対応できる余地は限られているものの、法第5条各号で対応できる事例について指針で言及することとしてはどうか。

# 今後の対応方針（案）

第1回検討会及び3回のワーキンググループを踏まえ、以下のとおり、今後対応していくこととしてはどうか。

## 宿泊拒否制限について

### （1）宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき

- 附帯決議において「旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針の策定に当たっては、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても医療機関等が逼迫しており入院調整等に時間を要するときは宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め個室等で待機させることが望ましいこと（中略）を明確にすること」とされており、これに対応する記載を指針においても記載することが考えられる。
- 他方、構成員からは、前提として、感染拡大期において医療逼迫がすることがないように、医療提供体制を構築することが必要との指摘もあったところ。
- この点については、改正法の法案審議においても、政府から、特定感染症の患者等については、「原則、都道府県等の確保する医療機関等において必要な治療、療養を受けるべきもの」と答弁がされているところであり、各都道府県等において適切に地域の医療提供体制を確保するよう、政府から通知等で働きかけることとしてはどうか。
- 併せて、各都道府県等においては、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当する場合等に地域において適切に対応することができるよう、平時から、地域における旅館業の営業者、医療機関その他の関係者との連携及び協力の体制を構築し、例えば以下のような役割を確認するよう、政府から通知等で働きかけることとしてはどうか。

#### 【旅館業の営業者】

- 医療機関受診後、結果判明までの間の待機
- 検査結果判明後、入院調整がつかない場合や、宿泊療養施設がひっ迫している場合の待機

#### 【都道府県等】

- 宿泊しようとする者の検査体制の整備
- 宿泊しようとする者の検査の結果陽性が判明し、入院を要する場合の入院調整
- 宿泊しようとする者の検査の結果陽性が判明し、入院を要さない場合の宿泊療養の調整

# 今後の対応方針（案）

第1回検討会及び3回のワーキンググループを踏まえ、以下のとおり、今後対応していくこととしてはどうか。

## 宿泊拒否制限について

### （2）条例の検討にあたっての留意事項

- 改正法による改正後においても、都道府県等が地域の実情に応じた事由を定めることができることに変わりはない（法第5条第1項第4号）が、改正法に関連して条例の検討にあたっての留意事項を整理すると以下の通りであり、今後、政府から都道府県等に対して周知していくこととしてはどうか。
- ① 条例において法に定める特定感染症以外の感染症の患者に該当する場合も宿泊拒否を行うことができることとするのは、
    - 入院等の措置が適用されない感染症であっても宿泊拒否できることとするものであり、感染症法や特措法といった他の法令と比較して過度な行動制限となりうるほか、
    - 感染状況等の一定の基準に基づく合理的な運用が全国的になされないことが懸念され、
    - 更に、改正法における法第5条第1号の改正趣旨が感染症に係る差別防止等の観点から改正前の同号の規定範囲を限定・明確化するものであることから、  
法第5条第1項第1号の趣旨に沿わないと考えられる。
  - ② 法第5条第1項第3号との関係
    - 条例においていわゆる迷惑客等に関する宿泊を拒むことができる事由が定められている場合は、法第5条第1項第3号の事由に加えて、条例で定める事由も宿泊を拒むことができる事由となり、条例を改正する必要性は必ずしもないと考えられるが、法第5条第1項第3号と規定内容として重複がないように調整することが望ましい。
  - ③ 感染防止対策への協力の求めに正当な理由なく応じない場合との関係
    - 条例において感染防止対策への協力の求めに正当な理由なく応じない場合を宿泊拒否事由として規定することについては、法第5条第1項において、宿泊を拒むことができる事由を限定的に規定している中で、不当な宿泊拒否が生じるおそれ等の懸念を踏まえて、衆議院の修正により、宿泊拒否事由から、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合が削除される経緯を踏まえると、法第5条の趣旨に沿わないと考えられる。

# 今後の対応方針（案）

第1回検討会及び3回のワーキンググループを踏まえ、以下のとおり、今後対応していくこととしてはどうか。

## 宿泊拒否制限について

### （2）条例の検討にあたっての留意事項

#### ④ 法第5条第2項との関係

- 改正法で新設された法第5条第2項において、「営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする」とされていることを踏まえ、既に条例で宿泊拒否事由を規定している地方公共団体においては、当該宿泊拒否事由に関し、営業者が適切に対処するために必要な事項を整理して公表することや、必要に応じて条例の改正の要否を検討することが望ましい。

## 差別防止の徹底等に関する補足事項

### （1）障害者差別解消法に係る内容

- 患者等団体、障害者団体及び高齢者等関係団体から意見聴取をする中で、各団体に属する方の特性に応じた適切な宿泊サービスの提供にあたり、特にどのような点に配慮することを旅館業の営業者に求めたいかも聴取してきた。

その内容のうち、障害者団体から聴取した内容の中には、障害者差別解消法に係る内容が多く含まれていた。

- 折しも、障害者差別解消法が令和6年4月1日に事業者の合理的配慮の義務化がなされることに伴い、同法に基づく衛生事業者向けガイドライン（旅館業の営業者も同ガイドラインの対象に含まれる。）の改訂がなされる状況にある。

旅館業の営業者が同法に係る内容を参照するにあたっては、同法に基づく衛生事業者向けガイドラインに情報が集約されていることが望ましいことから、本検討会で聴取した同法に係る内容は、「旅館業法の見直しに係る検討会」で聴取した同法に係る内容と併せて、同ガイドラインに盛り込むこととしてはどうか。

また、各旅館・ホテル団体において、好事例やトラブルとなった事例等を営業者間で共有する仕組みの構築を検討いただくこととしてはどうか。

### （2）研修ツール

- 研修ツールの作成にあたっては、宿泊施設特有の接客シーンを想定した具体例を盛り込むとともに、合理的配慮と建設的対話のプロセスが理解できるものとする事としてはどうか。
- また、障害者団体の協力を得て、経験や事例に即した具体的な内容をできる限り盛り込むこととしてはどうか。

# 今後の対応方針（案）

第1回検討会及び3回のワーキンググループを踏まえ、以下のとおり、今後対応していくこととしてはどうか。

## その他の事項

### （1）相談窓口

- 意見聴取において、利用者側が旅館業の営業者から不当な協力要請や宿泊拒否がなされた場合や、営業者側が協力要請や宿泊拒否に関して悩んだ場合の相談窓口を整備すべきことについて、意見があったところ。

この点、

- 都道府県等において相談窓口（旅館業の所管部局等が想定される。）を明確にし、都道府県等の相談窓口は、利用者側から不当な協力要請や宿泊拒否がなされたとの申し出があった場合には、必要に応じて、法第7条に基づき報告の徴収等を行うとともに、営業者側から協力要請や宿泊拒否に関して相談があった場合には適切に助言することが求められること
- 当該相談窓口において障害者差別解消法にも関わる相談を受けた場合には、都道府県等における同法担当部署と適切に連携することが求められること

について、今後、政府から都道府県等に対して周知していくこととしてはどうか。

### （2）旅館業法の改正の内容及び指針等の周知

- 衆議院及び参議院の「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」10.において、「旅館業の営業者と宿泊しようとする者が混乱することなく対応できるよう、本法による旅館業法の改正の内容及び指針について、周知徹底すること」とされていることを踏まえ、政府において周知していくこととしているが、その際、意見聴取先からの意見等も踏まえ、

- 旅館業の営業者及び宿泊しようとする者双方に対して、
- 障害者差別解消法に基づく衛生事業者向けガイドラインも併せて周知徹底を図るとともに、
- 改正法の趣旨を含めて周知することとし、
- 障害の特性から、法第5条第1項第2号から第4号までに該当する行為を行う可能性があるが、同行者にその特性について聴取する等し、その特性を踏まえた適切な対応を行うとともに、法第5条第2項の規定を踏まえ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないよう周知することとしてはどうか。



# 今後の対応方針（案）

第1回検討会及び3回のワーキンググループを踏まえ、以下のとおり、今後対応していくこととしてはどうか。

## その他の事項

### （3）フォローアップについて

- 法第7条に基づき、都道府県等は、この法律の施行に必要な限度において、旅館業の営業者その他の関係者から、
  - 法第4条の2第1項の規定に基づいて行った協力の求めの内容（適正性や公平性を含む。）
  - 法第5条第1項各号の規定に該当すると認め、宿泊しようとする者の宿泊を拒んだこと
  - 法第3条の5第2項の規定に基づいて行った研修の実施の有無・内容等について、必要な報告を求めることができる。
- 都道府県等は、旅館業の営業者が不適切な宿泊拒否や感染防止対策への協力の求めを行っていることを把握した場合、旅館業の営業者に対して、法第7条の報告徴収等を行い、必要な場合は法第8条により営業の許可の取消や営業の停止を行うことも含めて検討するよう、政府から都道府県等に周知することとしてはどうか。  
また、研修の実施の有無・内容等についても定期的に確認するよう、政府から都道府県等に対して周知することとしてはどうか。

### （4）見直し検討について

- 改正法附則第2条第1項において、政府は、法第4条の2第1項の規定による協力の求めを受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について、旅館業の施設における特定感染症のまん延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、とされている。
- また、改正法附則第2条第2項において、政府は、過去に旅館業の施設において改正法による改正前の旅館業法第5条の規定の運用に関しハンセン病の患者であった者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえつつ、法第5条第1項の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、とされている。
- 更に、改正法第2条第3項において、政府は、改正法の施行後3年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、とされている。
- これらを踏まえ、上記5(3)のフォローアップの結果を用い、政府は、改正法の施行後3年を経過した場合において、今後の社会情勢も見ながら、他の制度や施策、関係者の取組、法的な課題も含め、検討を深めていくこととしてはどうか。